平成14年海事代理士筆記試験問題

1. 憲法

記入せよ。
(3点)
(1)内閣は、国会の <u>ア</u> の召集を決定することができる。いづれかの議
院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しな
ければならない。
(2)予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて インを設
け、内閣の責任でこれを支出することができる。
(3)思想及び ̄ウ ̄の自由は、これを侵してはならない。
(4)何人も、 工 に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有す
ర ం
(5) オーは、これを設置することができない。行政機関は、終審として
裁判を行ふことができない。
(6)一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところに
より、その地方公共団体の住民の投票においてその ̄カ ̄の同意を得な
ければ、国会は、これを制定することができない。

記入せよ。 (4点) (1)憲法第十四条の法の下の平等は、法適用の平等のみならず法内容の平

2.次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に

- (1)憲法第十四条の法の下の平等は、法適用の平等のみならず法内容の平 等も意味する。
- (2)報道のための取材の自由は、憲法第二十一条の精神に照らし、十分尊 重に値する。
- (3)私有財産を公共のために用いるには正当な補償を要するが、条例により財産権を制限することは法律の範囲内であっても許されない。
- (4)憲法による請願権の保障は、請願を受けた機関にそれを誠実に処理する義務を課するにとどまり、請願の内容を審理・判定する法的拘束力を 生ぜしめるものではない。
- (5)内閣が条約を締結するには、必ず事前に国会の承認を得なければなら ない。

- (6)自律的な法規範を持つ社会ないし団体にあっては、当該規範の実現を 内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判による解決が 適当でないものがあるが、地方議会議員の除名についても内部規律の問 題であることから司法審査は及ばない。
- (7)衆議院で可決した法律案について、参議院が衆議院と異なった議決を した場合には、必ず両院協議会が開かれる。
- (8)内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。
- 3. 内閣に対する参議院の問責決議の効果について述べよ。

(3点)

1.次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に 記入せよ。

(10点)

- (1)土地の売買契約が第三者の詐欺を理由に取り消された場合には、当事者双方の原状回復義務は同時履行の関係に立つ。
- (2) A は代理権がないのにBの代理人だと称し、C との間に土地の売買契約を締結した。C が本人 B に対して相当の期間内に追認するか否かを確答すべき旨の催告を行った場合、B がその期間内に返答をしない場合には、B は追認をしたものとみなされる。
- (3)民法第 717 条の工作物責任において土地の占有者が免責された場合には、その土地の所有者は無過失であっても責任を負う。
- (4)請負人が仕事を開始した後は、注文者はやむをえない事由がなければ 契約を解除することができない。
- (5)債務者Yが自己のXに対する債務を担保するため自ら所有する不動産 に抵当権を設定していた場合、その抵当不動産の第三取得者ZはYがX に対して負っている当該債務の時効を援用することができる。
- (6)連帯保証人は、債権者から履行請求を受けたとき、まず主たる債務者 に催告を為すべき旨を請求することができる。
- (7)法定代理の場合、代理人は本人の承諾がある場合に限って復代理人を 選任することができ、その選任、監督について責任を負う。
- (8) AはBの土地に無権限で家を建てて住んでいたが、5年後に死亡したため、別の場所に住んでいたAの子Cが引っ越してきて住み、13年が経過した。Aの占有が悪意、Cの占有が善意無過失であった場合、Cは自己の占有のみを主張して10年の取得時効を援用できる。
- (9) AはYに対する債権をBとCに二重に譲渡した。Bに対する債権譲渡 を通知する6月1日付の確定日付のある証書は6月5日にYに到達し、 Cに対する債権譲渡を通知する6月3日付の確定日付のある証書は6月 4日にYに到達した。この場合Yに対する債権を獲得するのはBである。
- (10)債権者A、B、Cが債務者Yに対してそれぞれ1200万円、1000万円、600万円の債権を有しており、その債権を担保するためYの土地上にそれぞれの債権を被担保債権とする抵当権をA、B、Cの順に設定している。 抵当権が実行され、この土地が2500万円で売却された。AがCに対して抵当権の順位を放棄していた場合、Aが土地の売却代金から受け取ることのできる配当は900万円である。

3.海商法

1	. 次の文章は商法の条文である。	に入	る適	当な	よ語	句を	解領	答 欄	に	記入
	せよ。									

(2点)

- (1)船舶のアーに記載したる物は其従物と推定す。
- (2)船舶の<u>イ</u>は之を登記したるときは爾後其船舶に付き物権を取得したる者に対しても其効力を生ず。
- (3)船舶の全部又は一部を以て<u>ウ</u>の目的と為したるときは各当事者は 相手方の請求に因り<u>ウ</u>書を交付することを要す。
- (4)救助料の請求権は救助を為したる時より<u>エ</u>を経過したるときは時 効に因りて消滅す。
- 2.次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に 記入せよ。

(7点)

- (1)沈没船は商法第 684 条にいう船舶とは認められず、海上保険契約において委付をすることはできない。
- (2)登記を行った船舶に抵当権を設定することはできない。
- (3)船荷証券は受戻証券である。
- (4)運送品について船荷証券が発行された場合において、当該船荷証券を 善意取得した者と当該運送品を善意取得した者とが競合する場合には後 者の方が優先する。
- (5)記名の乗船切符を他人に譲渡することはできない。
- (6)共同海損は船舶に生じた損害等を各利害関係人の間で分担する制度であるから、損害が不可抗力によって生じ、それが船舶及び積荷の共同の安全を保持することになった場合にも成立する。
- (7)海難救助の救助料については、危険の程度、救助の結果、救助のため に要した労力及び費用その他一切の事情を斟酌して裁判所が定めること となっており、特約は許されない。
- (8)同一船主に属する船舶間においては海難救助は成立しえない。
- (9)船舶所有者はやむをえない理由のある場合にのみ船長を解任することができ、その場合には船長に対して損害の賠償をしなければならない。
- (10)船舶の構造に欠陥があり、それに加えて通常の海上危険によって海水が船倉の中に侵入し、そのために貨物が損傷を受けた場合には、その船舶は堪航能力を有しなかったというべきである。

- (11)海上旅客運送契約においては、旅客は発航前においては運送費の二分 の一、発航後においては三分の二を支払えば、当該契約を解除できる。
- (12)船舶についての救助料請求権については、当該船舶や未収運送賃の上 に先取特権が認められる。
- (13)海上保険契約において船長を指定している場合でも、船長の変更は契約の効力に影響を及ぼさないが、反対の特約は禁止されていない。
- (14)船舶共有者でない者を船舶管理人にするには、共有者全員の同意が必要である。
- 3.船籍港内と船籍港外それぞれにおける船長の権限について述べよ。(1点)

4. 国土交通省設置法

1.次に掲げる地を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称及び位置(都道府県名)を例にならって解答欄に記入せよ。 (5点)

(例) (8)鹿児島県

番号	(8)
名称	九州運輸局
位置	福岡県

- (1)石川県 (2)鳥取県 (3)秋田県 (4)福井県 (5)愛媛県
- 2.国土交通省の地方支分部局である地方運輸局において、次に掲げる事務を 所管している内部組織を、○○部の形で解答欄に記入せよ。 (5点)
 - (1)船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その 他船員の労務の需給調整に関すること。
 - (2)船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物運送取扱事業の発達、改善 善及び調整に関すること。
 - (3)船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
 - (4)海事思想の普及及び宣伝に関すること。
 - (5) 海技従事者の免許、船舶職員の資格及び定員並びに水先に関すること。

5.船員法

1 次の文章中 Γλカスズき適当な語句又は数字を解答欄に記入せた

•	. //				2 - 4	人的奴丁也		八とる。	
								(9	点)
	(1) 船長は、	アを指	揮命令し、	且つ、船内	にある者に	対して自己	己の職務を	行う
		のに必要な	は命令をするこ	とができる	0				
	(2) 給料その	つ他の報酬の最	低基準に関	しては、[イの定	めるところ	ろによる。	
	(3) 船舶所有	著は、国土交	通省令で定	めるところ	により、[ウを値	備え置いて	•
		船員に対す	「る休日の付与	に関する事	項を記載し	なければな	らない。		
	(4) 船舶所有	ョ者は、 <u>エ</u>	一中船員に	給料並びに	国土交通省	(令の定める	る手当及び	食費
		を支払わな	ょければならな	11 。					
	(5) 船舶所有	す者は、国土交	通大臣の指	定する医師	i が オ	このでするで	ことを証明	した
		健康証明書	書を持たない者	を船舶に乗	り組ませて	はならない	1。但し、†	⇒むを得な	い事
		由のあると	こきは、この限	りでない。					
((6) 船舶所有	ョ者は、船員 <i>か</i>	職務上行方	不明となっ	たときは	力 箇月	月の範囲に	おい
		て、行方不	5明期間中毎月	一回、国土	交通省令の	定める被扶	養者に標準	華報酬の月	額に
		相当する額	頁の行方不明手	当を支払わ	なければな	らない。但	し、行方を	下明の期間	がー
		箇月に満た	こない場合は、	この限りで	ない。				

- (7) 船舶所有者は、年齢 キ 年未満のものを船員として使用しようとするとき は、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。
- (8) 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める 遺族に標準報酬の月額の ク 箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければ ならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。
- (9) 船舶が外国の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が ケ 時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申し入れをしたときは、 その期間が満了した時に、その者の契約は、終了する。
- 2.次の文章のうち正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。 (5点)
 - (1) 船舶所有者は、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。送還に代えてその費用を支払うときも同様である。
 - (2) 船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすることができる。
 - (3) 有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて与えることができる。
 - (4) 相続やその他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があったときは、雇 入契約はその時点で終了するが、その終了の時から、船員と新所有者との間には、 従前と同一条件の雇入契約が存続することとみなされる。
 - (5) 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。船員労務官を退職した後においても同様である。

- 3. 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については無効となる。この場合、その無効とされた部分については、雇入契約においてどのような扱いとなるか述べよ。 (2点)
- 4.船員手帳の新規交付を申請する場合(外国人を除く。)に必要な書類を2つ記せ。 (4点)

6.船舶職員法

1	Ⅰ.次の文章中の
	(1) 国土交通大臣は、海技士(アアン)に係る免許を行う場合においては、国土交
	通省令で定めるところにより、船舶の ア の種類についての限定をすること
	ができる。
	(2) 船舶職員法第 20 条に基づく乗組み基準特例許可申請書は、マルシップ(海外貸渡方
	式)にかかるものを除き、 イ を管轄する地方運輸局長に提出しなければな
	らない。
	(3) 四級小型船舶操縦士の資格を持つ者が船長として船舶に乗組むことができるのは、
	総トン数 未満の船舶で、沿海区域に接する海岸から 海里以
	内の水域及び
	(4) 海技従事者は海技免状を したときは、遅滞なく、海技免状再交付申請
	書及び カ の事実を証明するに足りる書面を国土交通大臣に提出し、海技免
	状の再交付を申請することができる。
	(5) 二以上の海技免状の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該二以
	上の海技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日
	のうち最も キ 到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起
	算日とすることができる。
2	2.次の文章中の
	海技士(航海)の試験を申請する者は、海技従事者国家試験申請書に写真 ア
	枚及び以下の(1)~(9)の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
	(1) イ 若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある ウ の写
	U Company of the Comp
	(2) 海技従事者にあっては、 エ の写し
	(3) 学校卒業(修了)者に対する オ の特例を受ける者にあっては、卒業証書
	の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校にお
	ける修得単位証明書
	(4) 船舶職員法施行規則第 32 条の規定による乗船履歴の証明書
	(5) 医師により試験開始期日前 カ 以内に受けた検査の結果を記載した予備身
	体検査証明書
	(6) 身体検査の省略を受けようとする者にあっては、身体検査第一種合格証明書又は身
	体検査第二種合格証明書
	(7) 筆記試験に合格している者にあっては、筆記試験合格証明書
	(8) 一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあっては、筆記試験

(9) 船舶職員法施行規則第55条の規定による学科試験の免除を受けようとする者にあ

っては、船舶職員養成施設の発行する修了証明書

科目免除証明書

- 3.船舶職員法施行規則別表第4に適合する乗船履歴であっても、受験資格の乗船履歴として認めない履歴を2つあげよ。(完答のみ4点)
- 4.四級海技士(航海)の資格についての免許を受けようとする者が修了していなければならない免許講習の課程を5つあげよ。(完答3点、完答以外は1つにつき0.5点)

7.海上運送法

1.次の文章中 内に入るべき適当な語句を解答欄に記入せよ。なお、「

のカナが同一の場合は同じ語句が入るものとする。(5点)

は、この限りでない。

	(1) 一般旅客定期航路事業を営む者(以下「一般旅客定期航路事業者」という。)は、	
	旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定類	期
	航路事業者にあっては当該自動車航送に係る運賃であって指定区間に係るものについ	۱,
	て当該運賃の上限を定め、国土交通省令の定める手続きにより、国土交通大臣の	カ
	ア を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。	
		<u>т</u>
	(2) 一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併及び イ は、国土交通大臣の ア を受けなければ、その効力を生じない。	כו
	<u>ア</u> を受けなければ、その効力を生じない。	
	(3)人の運送をする不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続き	÷
	により、その事業の開始の日の ウ までに、国土交通大臣にその旨を届け出なり	
	ればならない。届出をした事項を変更したときも同様である。	,
	1にはなりない。 周山でした事項を支更したことも四様である。	
	(4) 旅客不定期航路事業を営む者(以下「旅客不定期航路事業者」という。) は、次	ت
	掲げる航路において運送する場合を除き、 ̄ヱ ̄旅客の運送をしてはならない。	
	1 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路	
	2 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの	
	(5) 海上運送法の規定は、次に掲げる船舶のみをもって営む海上運送事業には、適用「	し
	ない。ただし、人の運送をする オーであって、2に掲げる船のみをもって営む	
	の以外のものについては、この限りでない。	
	1 総トン数 5 トン未満の船舶	
	2 ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船	
2	2.次の文章の内容について、正しいものに を、誤っているものに×を、それぞれ解領	答
	欄に記入せよ。(5点)	
	(1) 朝佐克克切萨晚事类老は、浑乾笠四担印表佐は1、 宮上衣溪心るの気はてばら	+
	(1) 一般旅客定期航路事業者は、運航管理規程を作成し、国土交通省令の定める手続き	
	により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると	Ž
	も同様である。	
	(2) 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るその船舶運航計画を変更しようとする。	ط
	きは、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届Ⅰ	ナ
	出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更についっ	T

- (3) 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令の定める場合を除く)は、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の六月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (4) 人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続きにより、航路ごとに、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも同様である。
- (5) 旅客不定期航路事業者は、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、廃止の日の三十日前までに国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

8.港湾運送事業法

次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。 (10点)

- (1)港湾運送事業法は、港湾運送に関する秩序を確立することを目的としている。
- (2)港湾運送事業法第3条に規定する港湾運送事業の種類は、一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業、検数事業、鑑定事業、検量事業の7種類である。
- (3)検数事業、鑑定事業、検量事業を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の免許を受けなければならない。
- (4)港湾運送事業法上の「特定港湾」とは、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門の 6 大港である。
- (5)特定港湾において一般港湾運送事業者は、港湾運送事業法に定める場合を除いて、港湾運送事業を拒絶してはならない。
- (6)一般港湾運送事業者は、港湾運送約款を定め、国土交通大臣(地方運輸局長)の認可 を受けなければならない。
- (7)港湾荷役事業者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送について、その全部を自ら行わなければならない。
- (8)一般港湾運送事業の許可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。
- (9)港湾運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣(地方運輸局長)に届け出なければならない。
- (10)特定港湾以外の港湾において一般港湾運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、国土交通大臣(地方運輸局長)の認可を受けなければならない。

9.港則法

1		リ法に関する次の(1)~(4)の文章中、許可を必要とするものにはAを、届出 原とするものにはRを、許可も民出も必要としないものにはCを解答機に記入せた
	を必ず (4点	そとするものにはΒを、許可も届出も必要としないものにはCを解答欄に記入せよ。 ៶
	(¬	,
	(1)	特定港の境界付近における危険物の運搬
	(2)	特定港以外の法適用港の区域内での船舶の進水
	(3)	特定港内で使用すべき私設信号の設定
	(4)	特定港以外の法適用港の区域内での工事

2 . 次の文章は港則法の規定の一部であるが、文章中─────に入るべき適当な語句を解答 欄に記入せよ。(6点)
(1) 特定港内において <u>ア</u> その他の行事をしようとする者は、予め港長の <u>イ</u> を 受けなければならない。
(2) 特定港内においては、 ウ 以外の船舶を修繕し、又は エ しようとする者は、
その旨を港長に届け出なければならない。
(3) 特定港内において オーを船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内において
<u>カ</u> をけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならな
l I.

10.海上交通安全法

1	. 海上交通安全法は、	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海	事のうち、次の(1)~(4)に掲げ	る海域
	以外の海域に適用する	ちものとしている。次の文章中	ロ に入るべき適当な語句:	を解答
	欄に記入せよ。(4点)		
	(1) ア に基づく	茂の区域。		
	(2) ア に基づく	〔港以外の港である <mark>□イ</mark> □に係	系る イ 法第二条第三項に規定	定する
	【イ】区域。			
	(3) ウ 法第六条	ミ第一項から第四項までの規定	こにより市町村長、都道府県知	事又は
	農林水産大臣が指	『定した ウ の区域内の海域	: ; ;	
	(4) 陸岸に沿う海域	┇のうち、◯ エ ◯ 以外の船舶か	ヾ通常航行していない海域とし [・]	て政令
	で定める海域。			
2	. 次の文章は海上交通	通安全法に基づく工事・作業 <i>の</i>)届出に関するものである。 ██	[[
	入る適当な語句又は数	文字を下欄から選び、その数字	を解答欄に記入せよ。(6点)	
	工事・作業の届出を	€しようとする者は、届出書	ア 通を当該届出に係る行為	に係る
	場所を管轄する海上係	民安監部、 イ 又は海上警備	情救難部の長を経由して ̄ウ ̄	に提出
	しなければならない。			
	1	2	3	
	海上保安署	海上保安部	管区海上保安本	:部
	海上保安部長	管区海上保安本部-	長 海上保安庁長官	·

11.海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

. 次 に証				_				こ	あ [・]	τ	は	ま	る	語	i句	を	不	- の	語	群	の	中	か	5	1	つ	選	び		そ	·	記	号	を	解名	答 欄
(1)		船ができ																							•								± ;	交ì	通省
(2	.)	翌		か i	5 t	己拿	草	ا	τ[以	内	ا ا		そ		-																-	日の大臣
(3)		海 届 l												`る	者	ゖ		国	±	交	通	省	令	で	定	め	る	ح	٦	3	に	よ] ני		
(4	.)		船	···· 到 和	··· 吉(- (す;	由	ゲ	ル	化	剤	を	製		•		•					_							•		. –			油 D
(5)		定! びi																																	備 等
(1	() 〕 〕 〕 〕 泡	境	大	臣				ï			(3		(□	1)	海.	 土 3 上 f 方 ü	呆牙	군 /:	} ₹	₹ [Ī				() ;	海.	上1	呆3	安方	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	官
(2	() 1) 3) 6	0	日								(4		(□	1)	特許		系記	2															

- 2 . 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには を、正しくないものには \times を解答 欄に記入せよ。(5点)
 - (1) 海洋汚染防止証書の有効期間は、三年(平水区域を航行区域とする船舶であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

- (2) 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行おうとするときは、 廃油処理施設ごとに、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。
- (3) 廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- (4) 廃棄物排出船の登録を受けた船舶について、登録申請書の登録事項の変更の届け出をしようとする者は、その変更のあった日から六十日以内に、その変更前の登録に係る登録簿を備える管区海上保安本部長に、変更の届出書を提出しなければならない。
- (5) 船舶所有者は、海洋汚染防止証書又は国際海洋汚染防止証書の記載事項を変更 しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染 防止証書等書換申請書を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければなら ない。

12.船舶法

- 1.次の文章は、船舶法について記載した内容であるが、正しいものには を、 誤ってい るものには×を回答欄に記入せよ。(10点)
- (1)総トン数20トン以上の日本船舶の所有者は、最寄りの管海官庁に船舶の総トン数 の測度を申請しなければならない。
- (2)総トン数100トン以上の日本船舶には信号符字が必ず添付されるが、総トン数 100トン未満の日本船舶については、その所有者の申請があれば信号符字を添付す ることができる。
- (3)東京都特別区に船籍港を定めるときは、東京都と記載する。
- (4)船舶所有者の名称変更があった場合には、所有者は、船籍港を管轄する管海官庁に、 船舶登記簿の謄本等必要な書類を添えて変更登録を申請しなければならない。
- (5)既に船舶登録を行っている船舶を売買等によって新たに所有することになった者は、 その事実を知ってから三週間以内に変更登録を行わなければならない。
- (6)外国の造船所で製造した総トン数20トン以上の船舶を購入した地方自治体は、船 籍港を管轄する管海官庁に総トン数の測度を申請しなければならない。
- (7)日本人が、外国で総トン数20トン以上の船舶を購入した場合には、その購入地を 管轄する日本の領事館に仮船舶国籍証書の交付を申請することができる。
- (8)複数の個人が所有する総トン数20トン以上の日本船舶の共有者の一人が、日本船舶を所有できない者となった場合に、管海官庁が所有者に登録の抹消をすべき旨を催告したにもかかわらず、抹消登録の申請が行われない場合には、管海官庁は職権で当該船舶の登録を抹消する。
- (9)船舶国籍証書の書換を申請した船舶所有者は、記載事項に変更のあった船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならないが、毀損した船舶国籍証書は自ら破棄しなければならない。
- (10)新造された総トン数 2 0 トン以上の日本船舶の所有者は、登録を受けたのち、船舶 原簿謄本の交付を受け船籍港を管轄する法務局へ登記しなければならない。

)抜粋 1 0				F	内に /	入れ	るべ	き適	当な	語句	を、	語群	より)選
(1) E ノ [日本 ノ	_			设立シ 国民:								ア	及ビ	業務	ヲ執	行ス	. ル名	0.000
(ř	巷っ	ヲ管朝	ミスル	~管海	 官方	\国土 「(其 □提出	船舶	ノ運	航上	こノ都	部合:	二因	リ已.							
(200	受り	Γタル	√日 ≡	リメ総	トン	国籍証/数[ノ錚	剛製船	船舶:	二在	リテ	八 <u></u>	r] ヲ	総ト	ン数		カ	
(ミムル 其他ノ								其名	' 称、		<u>, </u>]、	総
	(=	管 王 王	分り管理人によっています。	、、 - ンま 六	造船 :満、 :年、	者、 百 七	/ 一、 五 i トン i 年、 i、	十ト 未満 八	ン以 i、 .年、	上、 千卜 造	i ンシ i船り	ョト: 未満、 也、	ン以.	上、 一年、	千、、	トン 二年	•	三年	質、	四至	₽ 、

13.船舶安全法

次の文章 入せよ。(≩法の剣	条文で	ある。		一内	に入っ	h o∕	べき通	当な	語句	を解	答欄	に記
1 . 日 2 設 5	本船舶/ヲ為スニ									安全ラ	7保持	ラスル	一必	要ナ	ル施
ノ ß 一	ニ掲グル 人名	/ 他国± ラ ズ] 및 ハ[_ -	交通	大臣二9航行	於テ牡区域 ┣	寺二□	か船舶	ヲ標	示スノ						
Ξ	総噸数	女二十噸	[以上 /	/ <u>ク</u>						-	- 18 4	» - =		~~ —	6 7 1
省名	ァ <u></u> ハョ 帕二付[令ノ定 <i>L</i> 初メラ	<u>ウ</u> 、 ュル所ニ	前条第二依りを	第一項 こノ区	ノ規ス 別二位	ミノ適 なル検	i用ア 査ヲ	ル船 ! 受ク ⁄	舶 二 f ベシ	寸無級	東電信	等二	関シ	国土	交通
= =	フ <mark>コ</mark> 定期を (中間を](定期 食査ト定	検査))											
2	第二条 女造又 / スハ <u>・</u> ムルトキ	(修理 ラン) (上記	7行フ 己載シ:	トキ、 タル条	第九系 件ノ3	条第一	項ノ	規定	二依「	丿定ァ	く ラレ	タル	, ウ		位置
四 村		ヲ受有	i セザノ	レ船舶	ਰ ੁੱ										
	令・農材忍メタル						·二因	リ国	土交ù	通大日	三二於	かけ テキ	二必	要ア	リト
二个	去施行 ^州 用アル ^船 寸 ウ 査 (製 追 双 ム ル ト	品舶 二 付] 二 関 シ き検 査)	け同条第 ・船舶 <i>・</i> ヲ受?	第一項 / <u>タ</u> フベシ	第一号 コニヤ ロシ目	 号、第 §手シ	二号	及第[時ヨ	 四号: リ国:	 二掲ク 土交通	ブル事 通省令	耳項、 ♪ ノ 定	第三	条 ノ · 所 ニ	船舶依り
5 . 3	シ <u>ノ</u> ノ有				_		_				_		ル船	舶又	八

14. 船舶のトン数の測度に関する法律

1 . 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文を引用したもの

	が、	に入るべき適当	な語句を下から遺	選び番号を解答欄に記	入
(1)				い、主として <u>ア</u> に従 て用いられる指標とする	
(2)		ヾ国における海事Ⅰ こして用いられる扌		て、船舶の大きさを表す	· た
きは、		更があった日か	ら「工」以内に、	こついて変更があった 国土交通大臣に対し	
(4)	トン数証書を国力	- 交通大臣に返還	しなければならない	日から <u>カ</u> 以内に、国 。ただし、国際トン数証 至にその旨を届け出たと	書
は、	二 船舶が日本の 三 船舶の存否が 四 船舶が <u>ケ</u>	ル、沈没し、又は創 D <u>キ</u> を喪失しが でク 間不明にか]に従事する船舶で	たとき。		
1 1 2	5 . 五十メートル 9 . 国際航海 3 . 重さ 7 . 三週間	6. 国内航路 10. 最大貨物量 14. 重量 18. 一箇月 22. 載貨重量ト	7.国際航路 11.最大積載量 15.一週間 19.二箇月 ノ数 23.総トン	12.大きさ 16.二週間 20.三箇月	

15.造船法

1	•	次	の	文	章 (の						に	入	れ	る	ベ	ㅎ	適	当	な	語	句	を	解	答	欄	に	記	入	せ	ょ	。((5	; k	į)			
	(1)		施	設(の新	斩討	ひ 等	の	許	可	基	準	の	1	つ	は		г	当:	該	施	設	を	新	設	し、		譲	IJ	受	け	`	又	は	借	IJ
				受	け	る :	ے _	ヒに	こよ	っ	て	`	当	該	造	船	事	業	の	経	営	が				7			に	お	け	る	造	船	事	業	の	
						1			な	発	達	を	阻	害	す	る	ょ	う	な			7	<u> </u>			を	ひ	_ ㅎ ;	起	_	す	虞	が	な	l I	こ	, ح	.
				で	あ	る。			_																													
	(2)	į	錙釒	製(ひ舟	公 舵	自以	外	の	船	舶	で	総	F	ン	数							以	上	又	は	長	さ				 †		\neg	以	上
	`								支叉																													
									そ																													
				な				-,			.,_			1-70				•	210				_			_			. –								•	_
_		٠,	_		**	<u>.</u>	. ۔	_	_				_				_		_		,				_	_			_	ΔTI	<i>k</i> -k-	твв			,		_	
2	•	八	(J)	又	草(() -	フ <u>?</u>	o 、	正	U	۱J	₽	(J)	ار	に		æ	`	止	U	<	な	ιı	も	(J)	ار	ょ	×	を	脌	合	慖	ار					
																																		(5 ;	点)	
	(1)	i	総	ト :	ン数	女 4	. 9	9	۲	ン	`	長	さ	6	0	メ	_	۲	ル	の	鋼	製	の	船	舶	の	製	造	を	す	る	こ	ح	が	で	き
				る	造月	鉛台	分を	と備	まえ	る	船	舶	の	製	造	の	施	設	を	新	設	し	ょ	う	ح	す	る	者	は		施	設	の	新	設	許	可	を
				受	けぇ	なけ	† ∤	า เฮ	ばな	6	な	L١,	0																									
	(ว	`	:	"生 』	<u></u> 5л ১	± a	ν ‡E	記定	ı–	Ħ	づ	,	≐左	-	た	爫	1+	7	1.	z	全田	制	Φ	ğЛ	台边	た	朱山	:生	ブ	+	z	443	L	٠,	米石	1	
	(۷)						t た) ド																													
									t,																				女义	2	′	U	U	U	Γ	7	IC	攵
				丈	9 .	ଚ ୯	_ c	≟ lo	٨,	取	佣	עט	扫	取	ĒΤ	μJ	Œ	文	נו	<i>ا</i> لہ	י לו	16	ΙĠ	<i>ا</i> لہ	9	⁄ፈ	υ Ι,	0										
	(3)	:	造船	船沒	去角	育 3	条	第	1	項	の	規	定	に	ょ	IJ	設	備	の	新	設	許	可	を	受	け	た	者	は	`	そ	の	許	可	に	係
				る	I	事る	돈듯	包了	1	た	۲	ਣੇ	は	`	そ	の	日	か	5	1	ケ	月	以	内	に	`	そ	の	旨	を	届	け	出	な	け	れ	ば	な
				5	なし	۱,																																
	(4	`	:	"生"	5几~	±α	V ‡E	記定	ı. -	Ħ	づ	/	≐左	எ	た	四	1+	+ -	≟Ω	供	た		也工	也色	Φ	制	华	∇	1+	伛	绀	Φ	Ħ	ı=	/ 	1.	† :
	(7	1						ند د ک																													
																		2	7	H	い	M	اد	`	取	佣	仗	Н	汦	ш	郑	П	吉	Œ			X	進
				^	모	ic t	Œ□	цU	ん	ו	16	ΙΥ	<i>ا</i> لہ	9	ひ	VΙ	0																					
	(5)	:	造戶	铅法	去角	育 3	条	第	1	項	に	規	定	す	る	玉	土	交	通	大	臣	の	許	可	権	限	の	う	ち	`	平	均	潮	高	時	ات
				お	け	る [坴 亅	上而	庄	部	の	툱	さ	が	8	5	乂	_	۲	ル	未	満	の	造	船	台	及	び	引	揚	船	台	並	び	に	き	ょ	庶
				平	た	んき	邵 0	り長	きさ	が	8	5	メ	_	۲	ル	未	満	の	ド	ツ	ク	に	係	る	許	可	権	限	は	`	所	轄	地	方	運	輸	局
				長	にき	委任	Ε d	* †	て	١J	る。	0																										

平成14年海事代理士筆記試験模範解答

1. 憲法 模範解答

受験地	受験番号	氏名	
		採点	

1 .

ア	1	ウ				
臨時会	予備費	良心				
I	オ	カ				
公共の福祉	特別裁判所	過半数				

2 .

(1)	(2)	(3)	(4)
0	0	×	
(5)	(6)	(7)	(8)
×	×	×	0

3.

参議院も国会の一院として内閣の責任を追及することはできるが、問責決議の効力は衆議院の不信任決議とは異なり、法的効力をもたずあくまで政治的な意味をもつにとどまる。

1. 憲法 模範解答

2. 民法 模範解答

受験地	受験番号	氏名	
-----	------	----	--

採点

1 .

(1)	(2)	(3)	(4)
0	×	0	×
(5)	(6)	(7)	(8)
0	×	×	0
(9)	(10)		
×	×		

2.民法 模範解答

3.海商法 模範解答

受験地	受験番号	氏名	
		採点	

1 .

ア	1	ウ
属具目録	賃貸借	運送契約
エ		
一年		

2 .

(1)	(2)	(3)	(4)
×	×	0	0
(5)	(6)	(7)	(8)
0	×	×	×
(9)	(10)	(11)	(12)
×		×	0
(13)	(14)		
0	0		

3 .

船籍港外においては、船長は航海のために必要な一切の裁判上・裁判外の行為を為す権限を有するが、船籍港においてはとくに 委任を受けた場合を除き、海員の雇入れおよび雇止めをなす権限 のみを有する。

3.海商法 模範解答

4. 国土交通省設置法 模範解答

受験地	受験番号	氏名	
		採点	
1			

番号	(1)	(2)	(3)
名 称	北陸信越運輸局	中国運輸局	東北運輸局
位置	新潟県	広島県	宮城県

番号	(4)	(5)
名称	中部運輸局	四国運輸局
位置	愛知県	香川県

2

(1)	海事振興部
(2)	海事振興部
(3)	海上安全環境部

(4)	海事振興部
(5)	海上安全環境部

4. 国土交通省設置法 模範解答

5.船員法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点

1.

ア	1	ウ
海員	最低賃金法	休日付与簿
(法第7条)	(法第59条)	(法第67条第2項)
エ	オ	カ
有給休暇	 船内労働	3
(法第78条)	(法第83条)	(法第92条第2項)
+	ク	ケ
1 8	3 6	2 4
(法第85条第3項)	(法第93条)	(法第 41 条第 2 項)

注:()の条項は参考までに記したもの。

2 .

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
, ,	x			
	^			

解説

- (1) 法第49条の規定の通り。
- (2) 法第33条に、損害賠償を予定する契約をしてはならないと規定されている。
- (3) 法第77条第2項の規定の通り。
- (4) 法第43条の規定の通り。この場合、船員は、法第42条の規定に準じて雇入契約を解除することができる。
- (5) 法第109条の規定の通り。
- 3. 就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなされる。
- 4. 船舶所有者が発行する雇用関係を証する書類 戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は住民票の写しのいずれか (氏名、性別、本籍及び生年月日を証するもの) 申請の日前6月以内に撮影した自己の写真(2葉)

(1問2点・計4点)

5.船員法 模範解答

6.船舶職員法 模範解答

受験地	受験番号	氏	名	
		採	点	点

1.	ア	1	ウ	エ	オ	カ	+
	機関	船舶所有	5トン	5	平水	滅失	早く
		者の住所					
		地					

2 .	ア		アイ		1	ウ	エ	オ	カ
	2		戸籍抄本	住民票	海技免状	乗船履歴	6月		

- 3. 以下 ~ のうちいずれか2つ
 - 15歳に達するまでの履歴

試験開始期日からさかのぼり、15年を越える前の履歴

主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴(三級海技士(通信)試験又は四級海技士(電子通信)試験に対する乗船履歴の場合を除く。)

の()部分は採点の対象としない。

- 4. ・レーダー観測者講習
 - ・レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習(レーダー・ARPAシミュレータ講習)
 - ・救命講習
 - ・消火講習
 - ・航海英語講習

6.船舶職員法 模範解答

7.海上運送法 模範解答

	受	験	地		受験番号		氏	名	
							採	点	
1									
				ア				1	
				認可				分割	
				Ċ				エ	
				三十日前(30)	日前)			乗合	
				オ					
				船舶運航事業					
2									
_	·			(1)		,		(2)	
				×				×	
				(3)				(4)	
								×	
				(5)					
				×					

7.海上運送法 模範解答

8.港湾運送事業法 模範解答

受験地	
-----	--

採点

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		×	×	

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

8.港湾運送事業法 模範解答

9. 港則法 模範解答

受験地	受験番号	氏	名	
		採	点	点

1. (1) (2) (3) (4) A C A A

 2.
 ア
 イ

 端艇競争
 許可

 ウ
 エ

 雑種船
 けい船

 オ
 カ

 竹木材
 いかだ

10.海上交通安全法 模範解答

受験地	受験番号		氏	名		_
			採	点		点
1 .	ア			-	ſ	
	港則法			——— 港	湾	
	ウ			=	Ľ	
	漁港			漁	船	
		1				

ゥ

2 .

ア

1

11.海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 模範解答

	受験地		受験番号		氏	名		
					採	点		点
1	Г	(1)		(2)			(3)	
		1						
		(4)		(5)				
		Д		Д				
2								
		(1) ×						
		(2)						
	L	×						
		(3)						
	_	×						
	F	(4)						
	L	×						
		(5)						

11.海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 模範解答

12.船舶法 模範解答

受験地	受験番号	氏	名	
		採	点	点

1.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
×				×

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
			×	×

2 .

ア	1	ウ	エ	オ
全 員	三分ノニ	所有者	百トン以上	四年

カ	+	ク	ケ	コ
百トン未満	二年	一年	船籍港	番号

12.船舶法 模範解答

13.船舶安全法 模範解答

採点

1 .	ア	1
	堪航性	人命

2 .	ウ	エ	オ	カ
	満載吃水線	遠洋区域	近海区域	沿海区域
	+	ク		
	二十四メートル	漁船		

3 .	ケ	П	Ħ	シ	
	船舶所有者	精密ナル検査	簡易ナル検査	船舶検査証書	
	ス				
	臨時				

4 .	セ	У	タ
	三十メートル	製造者	製造

5 .	チ	ツ	テ	۲
	旅客船	平水区域	小型船舶	六年

13.船舶安全法 模範解答

14.船舶のトン数の測度に関する法律 模範解答

受験地	受験番号	氏	名	

採点点点

1 .

(1)	ア	1
	9	1 2

(2) ウ

(3) <u>I</u>

(4)	オ	カ	+	ク
	2 6	1 6	2	2 0

ケ	コ
9	4

14.船舶のトン数の測度に関する法律 模範解答

15.造船法 模範解答

受験地	受	験番号	氏	名	
		•	採	点	点
				•	

1 .	ア	1	ウ
	わが国	健全	競争

I	オ
20トン	15メートル

2. (1) (2) (3) (4) (5) x